

魚津市告示第138号

ふるさと魚津発県外学生応援事業実施要綱を次のように定める。

令和3年4月15日

魚津市長 村椿 晃

ふるさと魚津発県外学生応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため魚津との往来が困難となる県外に住む魚津市出身の学生を支援するため、ふるさと魚津の特産品（以下「支援品」という。）を支給する、ふるさと魚津発県外学生応援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象者)

第2条 事業の対象となる学生（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 支給年度において、県外の大学、大学院、短大、専修学校、予備校、高等学校等に入学した者であって、国内かつ県外に居住しているもの

(2) 対象者の保護者が魚津市の住民基本台帳に記録されている者

(3) 魚津市が発信するUターン、就職支援、イベント情報等を受け取ることに同意する者

(支給の申込み)

第3条 支援品の支給を申込みようとする者（以下「申込者」という。）は、ふるさと便「うおづの詰め合わせ」申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申込者は、市のホームページ上の所定の申込フォームを送信することにより申込みを行うことができる。

3 申込みは、対象者又は対象者の保護者が行うものとする。

(受付期間)

第4条 申込みの受付期間は、毎年6月1日から翌年1月31日までとする。

(支援品の支給)

第5条 市長は、第3条の規定による申込みがあったときは、その内容を審

査の上、支給の可否を決定し、対象者に支援品を支給するものとする。

2 支援品の支給は、同一対象者につき1回限りとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第3条関係）

ふるさと便「うおづの詰め合わせ」申込書

—ふるさと魚津発 県外学生応援事業—

年 月 日

魚津市長 様

申込者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

※申込者は、ご家族の方もしくは学生本人

支援品の受取人（学生）が、魚津市から発信されるUターン・就職支援・イベント情報等を受信することに同意した上で、下記のとおり申込します。

保護者	ふり がな 氏 名 (必須)	
	住 所 (必須)	
	電話番号 (必須)	

学 生 (送付先)	ふり がな 氏 名 (必須)	
	住 所 (必須)	〒
	電話番号 (必須)	
	生年月日 (必須)	年 月 日
	在学中の学校名 (必須)	
	学科・学部・コース	
	入学年月 (必須)	年 月

※配送に必要ですので、電話番号・部屋番号等を詳しく記入してください。

※海外在住者には送付しません。

○保護者の居住要件を確認するため、住民基本台帳と照合します。

○申込書に記載いただいた個人情報は、個人情報保護に関する法令を遵守し、適切に取り扱います。

提出先・問合せ先 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市役所地域協働課定住応援室
TEL：0765-23-1095
FAX：0765-23-1051